

令和3年度決算に係る定期監査結果に基づく勧告事項

| | |
|-------------------|-------|
| I 収入業務 | (ページ) |
| 1 収入未済について(道路建設課) | 8 |

令和3年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

| | |
|---|-------|
| I 収入業務 | (ページ) |
| 1、2 収入の調定等について(小中学校課、高等学校課) | 9 |
| 3 土木使用料収入の調定について(八頭県土整備事務所) | 10 |
| 4 歳入金の払込について(米子工業高等学校) | 10 |
| 5 雑入の収納について(河川課) | 10 |
| 6 行政財産使用許可について(鳥取県土整備事務所) | 11 |
| 7、8 未収金の債権管理について (くらしの安心局住まいまちづくり課、西部総合事務所環境建築局) | 11 |

II 支出業務

| | |
|---|----|
| 9 契約締結の事務手続について(鳥取県土整備事務所) | 13 |
| 10 支出負担行為の事務手続について(智頭農林高等学校) | 13 |
| 11 支出負担行為の事務手続について(新型コロナウイルス感染症対策推進課) | 14 |
| 12 支出負担行為の事務手続について(広報課) | 14 |
| 13 支出負担行為の事務手続について(広報課) | 15 |
| 14 支出負担行為の事務手続について(観光交流局観光戦略課) | 15 |
| 15 契約締結の事務手続について(観光交流局観光戦略課) | 16 |
| 16 支出負担行為の事務手続について(観光交流局国際観光誘客課) | 16 |
| 17 契約締結の事務手続について(観光交流局国際観光誘客課) | 17 |
| 18 支出負担行為の事務手続について(原子力安全対策課) | 17 |
| 19 支出負担行為の事務手続について(税務課) | 18 |
| 20、21 契約締結の事務手続について (総合事務センター庶務集中課、中部総合事務所県民福祉局) | 18 |
| 22 支出負担行為の事務手続について(健康医療局医療政策課) | 19 |
| 23 支出負担行為の事務手続について(くらしの安心局くらしの安心推進課) | 19 |
| 24 支出負担行為の事務手続について(園芸試験場) | 20 |
| 25 支出負担行為の事務手続について(園芸試験場) | 20 |
| 26 契約締結の事務手続について(県土総務課) | 21 |
| 27 支出負担行為の事務手続について(河川課) | 21 |
| 28 変更契約の事務手続について(鳥取県土整備事務所) | 22 |
| 29 契約締結の事務手続について(厚生病院) | 23 |
| 30 変更契約の事務手続について(教育環境課) | 23 |
| 31 支出負担行為の事務手続について(博物館) | 24 |
| 32 支出負担行為の事務手続について(倉吉東高等学校) | 24 |

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 33 | 支出負担行為の事務手続について（境高等学校） | 25 |
| 34 | 支出負担行為の事務手続について（日野高等学校） | 25 |
| 35 | 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課） | 26 |
| 36 | 支出負担行為の事務手続について（政策戦略監新時代・SDGs推進課） | 26 |
| 37 | 支出負担行為の事務手続について（ふるさと人口政策課） | 27 |
| 38 | 支出負担行為の事務手続について（行財政改革局人事企画課） | 27 |
| 39 | 支出負担行為の事務手続について（埋蔵文化財センター） | 27 |
| 40 | 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局林政企画課） | 28 |
| 41 | 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局県産材・林産振興課） | 28 |
| 42 | 資金前渡した経費の精算について（鳥取県土整備事務所） | 28 |
| 43 | 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課） | 29 |

Ⅲ 契約事務

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 44 | 予定価格調書の作成について（新型コロナウイルス感染症対策推進課） | 30 |
| 45 | 予定価格調書の作成について（観光交流局国際観光誘客課） | 30 |
| 46 | 予定価格調書の作成について（文化財局とっとり弥生の王国推進課） | 30 |
| 47 | 予定価格の決定について（ふるさと人口政策課） | 31 |
| 48 | 予定価格の決定について（畜産試験場） | 31 |
| 49 | 随意契約の手続について（税務課） | 31 |
| 50 | 予定価格の決定について（園芸試験場） | 32 |
| 51 | 変更契約の締結時期について（米子東高等学校） | 32 |

Ⅳ 財産

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 52 | 物品購入の事務手続について（市町村課） | 33 |
| 53 | 物品の管理について（緑豊かな自然課） | 33 |
| 54 | 物品の管理について（緑豊かな自然課） | 34 |
| 55 | 物品の管理について（緑豊かな自然課） | 34 |
| 56 | 固定資産の実地照合について（くらしの安心局水環境保全課） | 34 |

（注）関係機関等との連絡調整が不十分であった事項については、番号を□で囲んでいる、

勧告事項

I 収入業務

1 収入未済について（道路建設課）

内 容

【平成31年度設定国債】地域連携道路事業費・令和3年度現年外4件の国庫補助金について、歳入状況の確認を行わなかったため、著しく多額（2,486,832,000円）の収入未済が発生した。

- ・概 要：国の法定受託事務として道路建設課では支出決定決議書を起案し、決裁後には会計指導課において支出決定決議書の支払確認をR4.3.30までに行うことで、概算払いとして、国費が県に支払されることとなるところ、事務の遅延や組織間での連絡の受け渡しが適切に行われていなかったことから、支払確認入力が期限までに行われず、収入未済となった。
しかしながら、概算払いでの収納はできなかったが、国の出納整理期間であるR4.4.30までに以下の確認を行えば、精算払いにより収納が可能と見込まれるところであった。
 - (1) 当該収入未済が財務会計システムに計上されていたが、国費に収入未済があるはずがないとの思い込みから、国費の支出決定決議書と県費の「歳入予算執行状況表出力」、「調定一覧」との照合・確認を行わなかった。
 - (2) 令和3年度国費決算見込の照会において、実際の収納状況の確認を行わず回答した。
 - (3) 4月上旬中には、会計指導課より今回収入未済となった5件分の納付書にスタンプが押され、返還されたことについて確認する必要があったが、この事務に関する認識はなかった。
- ・調定年月日：R4.3.31
- ・収入予定日：R4.3.31
- ・納付書発行日：R4.3.31
- ・会計指導課に送付した日：R4.3.31
- ・収入科目：款：国庫支出金
項：国庫補助金
目：土木費国庫補助金
節：道路橋りょう費補助金
細節：道路橋りょう新設改良費補助金
現年 2,126,130,000円 明許 360,702,000円

| 内 容 | 収入予定日 | 金 額 |
|---|---------|----------------|
| 【平成31年度設定国債】 地域連携道路事業費補助・令和3年度現年 | R4.3.31 | 144,507,000円 |
| 【令和2年度設定国債】 地域連携道路事業費補助・令和3年度現年 | 〃 | 1,311,669,000円 |
| 【令和2年度設定国債（国補正）】 地域連携道路事業費補助・令和3年度現年 | 〃 | 242,550,000円 |
| 【令和3年度設定国債】 地域連携道路事業費補助・令和3年度現年 | 〃 | 427,404,000円 |
| 【令和2年度設定国債】 地域連携道路事業費補助・繰越 | 〃 | 360,702,000円 |
| 収入未済額計 | | 2,486,832,000円 |

- ・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足
- ・勧告の考え方：収入事務が著しく不適正

指摘事項

I 収入業務

1、2 収入の調定等について（小中学校課、高等学校課）

内 容

雑入（グローバルリーダーズキャンパス最優秀受講者表彰式出席に係る経費）について、令和元年度にすべき調定等を行っていなかった。

- ・概要：R1年度にグローバルリーダーズキャンパス最優秀受講生2名、引率者1名を米国で開催される表彰式に派遣した。表彰式出席に係る経費は、連携先であるA大学から1名あたり2,000ドル、派遣受講生から1名あたり50,000円の負担額を調定等することになっていた。しかし、R1年度にグローバルリーダーズキャンパス事業を所管していた高等学校課は、A大学の負担額並びに派遣受講生の自己負担額の調定等を行わず、R1年度が終了した。
R2年度に当事業が高等学校課から小中学校課に移管された後も調定等を行わず、R3年度になり、R4年度の予算要求時、財政課から「R1年度時の歳入はどのようにしたのか」という質問を受け調べたところ、調定等を行っていないことが発覚した。（事業移管時に適切な引継ぎが行われていなかった。）

- ・事業所管：R1 高等学校課、R2～R3 小中学校課、R4 高等学校課
- ・派遣期間：R1.8.22～R1.8.24
- ・派遣先：米国カリフォルニア州サンフランシスコ市
- ・負担額：A大学 6,000ドル（2,000ドル×3名分（受講生2名、引率者））
※日本円にして633,720円（R1.8.22時点 1ドル=105.62円で計算）
受講生2名分 100,000円（受講生B 50,000円、受講生C 50,000円）
- ・調定等
すべき日：R1.8.25（派遣終了日の翌日）
- ・収入科目：雑入
- ・発覚日：R3.11.1（財政課からの質問日）
- ・関係経費：858,383円（派遣3名分）
【内訳】航空券等費用853,167円、Wi-Fi費用 5,216円
- ・調定等の状況

| 相手方 | 負担額 | 調定等すべき日 | 調定等の日 | 収納日 | 備考 |
|------|-------------------------------------|---------------------|----------------------|---------|---|
| A大学 | 6,000ドル 収納額： (※) 747,451円 | R1.8.25 派遣終了日の翌日 | R3.11.9 A大学と調整開始日 | R4.4.21 | |
| 受講生B | (当初) 50,000円 (変更後) 29,057円 | | R4.5.16 | R4.5.20 | ・負担額の変更について 円安により、円に換算したA大学の負担額が当初の想定より多くなり、受講生の負担額を変更した。 |
| 受講生C | (当初) 50,000円 (変更後) 29,057円 | | R3.12.16 | R4.1.5 | なお、受講生Cの負担額は、左記収納日に50,000円を収入していたため、負担額変更後に、過納分20,943円を歳入戻出した。 (戻出日：R4.5.20) |

※A大学送金額 752,951円 うち銀行間手数料等 5,500円

- ・発生の原因：その他（業務の引継ぎ不足）
- ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額5万円以上の調定漏れ）

3 土木使用料収入の調定について（八頭県土整備事務所）

| 内 容 | | | | |
|---|------------|-----------|------------|--------|
| 土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあった。 | | | | |
| ・概要：新型コロナウイルス感染症により過年度に許可しているものも含めて相手方との現状確認の作業に手間取り、調定が遅延した。 | | | | |
| 許可相手 | 調定額 | 調定すべき日 | 調定年月日 | 遅延日数 |
| D（株）外 | 3,065,192円 | R 3. 4. 1 | R 3. 6. 29 | 2か月28日 |
| （株）E外 | 812,194円 | R 3. 4. 1 | R 3. 10. 4 | 6か月3日 |
| ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 | | | | |
| ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額50万円以上で3か月以上の遅延） | | | | |

4 歳入金の払込について（米子工業高等学校）

| 内 容 | |
|---|--|
| 現金収納した証明書発行手数料に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。 | |
| ・概要：事務長がつり銭ボックスを確認したところ、1,680円多いことに気が付き、担当者が確認したところ、7月12日収納の払込がされていないことが判明した。 | |
| ・金額：1,680円 | |
| ・収納日：R 3. 7. 12 | |
| ・払込期限：R 3. 7. 19 | |
| ・払込日：R 3. 10. 8 | |
| ・遅延日数：2か月19日 | |
| ・発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足 | |
| ・指摘の考え方：現金収受の不適正（合計額1千円以上5万円未満で1か月以上） | |

5 雑入の収納について（河川課）

| 内 容 | |
|---|--|
| 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。 | |
| ・調定額：936,176,254円 | |
| ・収入済額：1,000円 | |
| ・未収金額：936,175,254円 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの・・・・・・・・・・ 889,258,046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・・・ 46,917,208円 | |

6 行政財産使用許可について（鳥取県土整備事務所）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>鳥取市が道路占用許可を行うべき土地について、誤って行政財産使用許可を行い、行政財産使用料を徴収していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：鳥取市と「県道の管理移管に係る覚書」を締結していた土地につき、同市及び当所職員がその事実を認識しておらず、行政財産使用許可を行い、行政財産使用料を徴収していた。</p> |
| ・使用許可申請日 | R 2.12.24 |
| ・申請内容 | 本柱2本、支線1条 |
| ・使用許可日 | R 3.4.9 |
| ・使用許可期間 | R 3.4.9～R 8.3.31 |
| ・使用料 | 3,000円/年 |
| ・覚書締結日 | H12.1.20 |
| ・管理引継日 | H12.3.31 |
| ・覚書締結事由判明日 | R 4.5.30 |
| ・発生の原因 | 担当者及び上司の規則等の確認不足 |
| ・指摘の考え方 | 収入事務が著しく不適正 |

7、8 未収金の債権管理について（くらしの安心局住まいまちづくり課、西部総合事務所環境建築局）

| 内 容 | | |
|---|--|--------------|
| <p>県営住宅賃料等に係る未収金の債権について、必要な事務手続を行っていなかった。</p> | | |
| ・概 | <p>要：連帯保証人への請求など必要な事務手続を行っていなかった。</p> <p>H9～11年度の賃料の未払いがあったため、訴訟提起し、建物明け渡し及び賃料（明渡までの金員含む）の判決を得て、退去とその際に敷金充当を行った。記録としては、債務者へH16.3から毎月若しくは適時に東京都内の転居先に催告状を送付している（H16.2までの滞納整理表は不明。）が、面談、電話等の記録はない。一方、連帯保証人に対して請求等を行った記録はなかった。</p> <p>R3.6に債権回収を委託した弁護士から債務者及び保証人へ督促状を送付したところ、同月、債務者（代理人弁護士）から時効援用通知及び連帯保証人が来庁し、口頭での時効援用と意見（県から連絡がなかったこと）があったため、消滅時効の完成による不納欠損処分を行った。</p> <p>なお、賃料支払判決から20年以上経過しており、時効期間は経過しているとの認識である。</p> | |
| ・債務者 | 個人F（東京都在住） | |
| ・保証人 | 個人G（県内在住） | |
| | ① | ② |
| 所管機関 | くらしの安心局住まいまちづくり課 | 西部総合事務所環境建築局 |
| 債権内容 | 明け渡しまでの不当利得に係る金員 | 賃料（県営住宅家賃） |
| 不納欠損額 | 1,934,438円 | 737,800円 |
| ・①に係る主な経緯 | <p>H9.7～H11.5 家賃滞納（23月 821,800円）【所管：土木部住宅課】</p> <p>H11.6.1 賃貸借契約解除、不法占用開始</p> <p>H11.11.15 明渡、賃料、損害賠償金の訴訟提起</p> <p>H12.2.24 判決言渡</p> <p>H12.3.23 判決確定（明け渡し、賃料支払い、不当利得（退去までの賃料））</p> <p>H12.5.13 家屋明渡（自主退去）</p> <p>【所管：H13年度～生活環境部住宅環境課】</p> <p>【所管：H16年度～生活環境部住宅政策課】</p> <p>【所管：H21年度～生活環境部くらしの安心局住宅政策課】</p> <p>H21.10.1 鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領制定</p> <p>H22.3.23 時効完成日（10年経過）</p> <p>【所管：H26年度～生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課】</p> <p>R2.3.31 催告状送付</p> | |

※催告状については、内容証明郵便、配達証明郵便によるものではない。
(原則、賃料債権徴収が不当利得債権より優先して徴収することとしている。)

- R3. 6 弁護士に回収委託(債務者及び保証人に督促状送付)
- R3. 6. 23 連帯保証人から口頭による時効援用、同日債務者本人から電話により時効援用
- R3. 8. 18 1,934,438円 生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 不納欠損処分

・②に係る主な経緯

H9. 7～H11. 5 家賃滞納(23月 821,800円)【所管：米子土木事務所建築住宅課】

H11. 4. 29 支払催告、県営住宅の明渡通知の送付

H11. 6. 1 賃貸借契約解除、不法占用開始

H11. 11. 15 明渡、賃料、損害賠償金の訴訟提起

H12. 2. 24 判決言渡

H12. 3. 23 判決確定(明け渡し、賃料支払い、不当利得(退去までの賃料))

H12. 5. 13 家屋明渡(敷金84,000円未納家賃充当)(自主退去)

H12. 5～H16. 2 滞納整理表不明

【所管：H14年度～西部総合事務所県土整備局建築住宅課】

H16. 3 債務者が東京都へ転居(以降都内で2回転居)

H16. 3～H19. 4 毎月催告状発付

H19. 6, 8, 9, 10, 11, H20. 3, 6, H21. 3, 7, 10 催告状発付

【所管：H18年度～西部総合事務所生活環境局建築住宅課】

H21. 10. 1 鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領制定

H22. 3. 23 時効完成日(10年経過)

H22. 3, 7, 9, 12 H23. 4, 6, 10, 12 H24. 4, 6, 10, 12 H25. 3 H27. 3, 5 H28. 10 H29. 3 H30. 11

催告状送付

※催告状については、内容証明郵便、配達証明郵便によるものではない。

R2. 3. 31 催告状送付(くらしの安心局住まいまちづくり課長)

【所管：R3年度～西部総合事務所環境建築局建築住宅課】

R3. 6 弁護士に回収委託(債務者及び保証人に督促状送付)

R3. 6. 23 連帯保証人から口頭による時効援用(くらしの安心局住まいまちづくり課で受付)

R3. 6. 23 債務者から時効援用通知書受理(〃)

R3. 8. 16 737,800円 西部総合事務所環境建築局 不納欠損処分

- ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：収入事務が著しく不適正

II 支出業務

9 契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

| 内 容 |
|--|
| <p>鳥取県土整備事務所千代水車両基地産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約について、契約伺を支出負担行為書で行うべきところを一般稟議で行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要：決定した金額で契約を行うため、支出負担行為書により契約伺を行う案件であるにもかかわらず、一般稟議で行っていた。・契約金額：71,460円・契約先：(株) H・起案日：R 3. 9. 22・契約日：R 3. 9. 24・審査日：なし（支出命令審査時に、支出負担行為書により起案が必要であったと意見している。） <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が行われていない</p> |

10 支出負担行為の事務手続について（智頭農林高等学校）

| 内 容 |
|---|
| <p>屋上補給水管修繕工事（消防修繕）について、支出負担行為を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要：R 2. 8 月に実施した消防設備点検において判明した屋上補給水管の不良箇所の修繕について、契約金額が 20 万円以上であるにもかかわらず、支出負担行為を行っていなかった。（なお、発注にあたっては、手書きの物品修繕請求書で発注伺を行っていた。）・点検実施日：R 2. 8. 18・物品修繕請求書 起案日：R 3. 9. 1・物品修繕請求書 決 裁 日：R 3. 9. 1・見積書受付日：R 3. 9. 1・修繕依頼日：R 3. 9. 1・修繕完了日：R 3. 9. 27・契約金額：209,000 円・相手方：(株) I <p>・発生の原因：担当者の失念及び担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：支出負担行為が行われていない</p> |

11 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

| 内 容 | |
|--|---|
| <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 | <p>要：適期に発注何を行い見積書は徴取していたが、担当者が他の業務に追われたことなどにより、支出負担行為の事務手続が遅延していた。同じ事例が外5件あり。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方：(株) J ・ 見積書受付日：R3. 3. 22 ・ 支出負担行為起案日：R3. 4. 2 ・ 支出負担行為決裁日：R3. 4. 5 ・ 契約日：R3. 4. 1 ・ 遅延日数：4日 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の原因：上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない | |

12 支出負担行為の事務手続について（広報課）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>月刊「MonoMaster」への鳥取和牛記事掲載業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 | <p>要：担当者が支出負担行為の起案を失念していたため、支出負担行為の手続が遅延したもの。なお、当該支出負担行為は、業務完了後に起案されたものである。業務の発注については、発注何の起案前（4/23頃）に、当該契約の相手方に見積額を口頭で聞き取り、その額でもって所属内で協議・決定し、口頭により発注している。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方：(株) K ・ 契約額：495,000円 ・ 見積書提出依頼：R3. 4. 30付 ・ 見積書受理日：R3. 5. 21 ・ 支出負担行為起案日：R3. 6. 2 ・ 支出負担行為決裁日：R3. 6. 2 ・ 契約書の作成：省略 ・ 委託期間：契約日（R3. 4. 23）～R3. 6. 1（仕様書より） ・ 業務完了日：R3. 5. 25（月刊「MonoMaster」発売日） ・ 業務完了報告書提出日：R3. 5. 31 ・ 業務完了報告書受理日：R3. 6. 10 ・ 遅延日数：1か月9日（口頭発注を行った日（4/23を想定）から起算） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない | |

13 支出負担行為の事務手続について（広報課）

| 内 容 | |
|---|---|
| 「婦人公論」への広告掲載業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：担当者が支出負担行為の起案を失念していたため、支出負担行為の手続が遅延したもの。なお、当該雑誌の掲載内容は、広報課が作成することとしており、PDFファイルにしてCD-Rにより提出（11/19）している。 |
| ・契約の相手方 | ：(株) L |
| ・予定価格 | ：1,540,000円 |
| ・契約額 | ：1,320,000円 |
| ・見積書受理日 | ：R 3. 12. 6 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R 3. 12. 28 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R 3. 12. 28 |
| ・契約日 | ：R 3. 12. 7 |
| ・委託期間 | ：R 3. 12. 7～R 4. 1. 21 |
| ・業務完了日 | ：R 3. 12. 14（「婦人公論」発売日） |
| ・業務完了報告書提出日 | ：R 3. 12. 14 |
| ・業務完了報告書受理日 | ：R 3. 12. 14 |
| ・完了検査日 | ：R 3. 12. 14 |
| ・遅延日数 | ：21日 |
| ・発生の原因 | ：担当者の失念及び上司の進行管理不足 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

14 支出負担行為の事務手続について（観光交流局観光戦略課）

| 内 容 | |
|--|--|
| 地域のサイクルツーリズム推進講演会の動画配信料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：見積書を事前に受領していたが、支出負担行為の起案が必要であることを失念していた。 |
| ・相手方 | ：M連合会 |
| ・科目及び金額 | ：役務費 262,900円 |
| ・見積書受領日 | ：R 4. 3. 18 |
| ・事業開催日 | ：R 4. 3. 25 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R 4. 4. 5 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R 4. 4. 6 |
| ・遅延日数 | ：12日 |
| ・発生の原因 | ：担当者の失念、上司の関係規程等への認識不足 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

15 契約締結の事務手続について（観光交流局観光戦略課）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」運營業務委託契約について、業務期間を遡っていた。</p> | |
| ・概 | <p>要：観光庁の隣接県への対象拡大に係るR3. 11. 25付け要綱改正に伴い、スペシャル・ウェルカニキャンペーンは当初広島県、岡山県、兵庫県と12月末あるいは1月上旬に委託業務を開始する方向で調整していたが、急遽広島県が12月15日（12月7日判明）、岡山県が12月22日（12月14日判明）からキャンペーンを開始することとなり、#WeLove山陰キャンペーンも1月1日を12月15日に繰り上げて制度を適用することとなり、契約期間を経費が発生する12月16日に遡ったもの。</p> |
| ・相手方 | <p>方：N共同体</p> |
| ・契約締結日 | <p>日：R 3. 12. 23</p> |
| ・契約期間 | <p>間：R 3. 12. 23～R 4. 3. 31。ただし、R3. 12. 16から契約が成立するまでの間に受注者が発注者のために発注者の委託業務として行った行為は、契約に基づき行った業務とみなすものとする。</p> |
| ・遡及を含む契約期間 | <p>：R 3. 12. 16～R 4. 3. 31</p> |
| ・見積書受領日 | <p>日：R 3. 12. 22</p> |
| ・支出負担行為起案日 | <p>日：R 3. 12. 22</p> |
| ・支出負担行為決裁日 | <p>日：R 3. 12. 23</p> |
| ・契約金額 | <p>額：1,032,897,700円</p> |
| ・遅延日数 | <p>数：7日</p> |
| ・発生の原因 | <p>：上司の進行管理不足</p> |
| ・指摘の考え方 | <p>：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

16 支出負担行為の事務手続について（観光交流局国際観光誘客課）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>思い出コンテスト告知文ほかの日英翻訳に係る翻訳料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：事前に見積書を受領していたが、支払調書の発行が必要な経費であることにもかかわらず、支出負担行為の起案を失念していた。</p> |
| ・相手方 | <p>方：O</p> |
| ・科目及び金額 | <p>額：役務費 57,525円</p> |
| ・見積書受領日 | <p>日：R 3. 7. 12</p> |
| ・業務実施日 | <p>日：R 3. 7. 16</p> |
| ・支出負担行為起案日 | <p>日：R 3. 8. 13</p> |
| ・支出負担行為決裁日 | <p>日：R 3. 8. 18</p> |
| ・遅延日数 | <p>数：1か月2日</p> |
| ・発生の原因 | <p>：担当者の失念</p> |
| ・指摘の考え方 | <p>：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

17 契約締結の事務手続について（観光交流局国際観光誘客課）

| 内 容 | |
|---|--|
| 新たな滞在エリア創出に向けた豪州PR事業に係る委託契約について、遑って契約していた。 | |
| ・概 | 要：R2年度から「ワールドマスターズゲームズ2021関西」や「大阪・関西万博」を見据えた関西圏の滞在エリア創出の事業であり、発注者は、四国運輸局、鳥取県、兵庫県、徳島県の関係団体である。契約書、仕様書の作成権限は、四国運輸局であり、契約締結日も四国運輸局の指示によるもの。R3.11.11に運輸局から回送準備完了の連絡があったことから、本県としては、四国運輸局に県の会計規則上、遑りでの契約は適切ではないと主張したが、四国運輸局側が遑りしか認めないと主張したため、止む無く受領し、契約書案を起案した。 |
| ・相手方 | ：P（株） |
| ・全体の契約金額 | ：4,999,830円 |
| ・契約金額 | ：829,972円（鳥取県負担分） |
| ・契約締結日 | ：R3.8.31 |
| ・契約期間 | ：R3.8.31～R4.3.18 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R3.12.6 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R3.12.6 |
| ・遅延日数 | ：3か月6日 |
| ・発生の原因 | ：国の書類提出の遅延等 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

18 支出負担行為の事務手続について（原子力安全対策課）

| 内 容 | |
|--|---|
| 島根原子力発電所に関する避難計画説明会に係る施設使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：他の説明会会場の施設使用料が20万円未満であったことから、同様であると担当者が思い込み、失念した。 |
| ・施設使用料 | ：589,600円 |
| ・会議開催日 | ：R3.11.23 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R3.12.1 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R3.12.6 |
| ・遅延日数 | ：13日 |
| ・発生の原因 | ：担当者の失念 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

19 支出負担行為の事務手続について（税務課）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：契約書を相手方に送付したところ、事前調整と内容が異なる旨の連絡があり、内容を確認したところ、契約書案の最終調整前の内容により決裁・施行を行っていたことが判明したため、再起案を行った。 担当者が年度当初の契約事務（紙入札4件、随契多数）や自動車税の定期課税準備等で多忙を極めており、最終調整のファイルではないことに気付かないまま、契約事務が進んでしまった。</p> |
| ・契約形態 | 態：随意契約（1者） |
| ・相手方 | 方：Q機構 |
| ・契約方法 | 法：単価契約 |
| ・契約履行期間 | 間：R3.4.1～R4.3.31 |
| ・当初支出負担行為起案日 | 日：R3.3.24 |
| ・当初支出負担行為決裁日 | 日：R3.3.24 |
| ・支出負担行為起案日 | 日：R3.4.13 |
| ・支出負担行為決裁日 | 日：R3.4.14 |
| ・遅延日数 | 数：13日 |
| <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等、上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> | |

20、21 契約締結の事務手続について（総合事務センター庶務集中課、中部総合事務所県民福祉局）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>鳥取県職員宿舎管理業務（中部地区）の変更委託契約について、遡って契約していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：中部総合事務所県民福祉局が管理する鳥取県職員宿舎について、受託業者が中部総合事務所県民福祉局に、契約書に定める事前協議を行わず、修繕工事を実施した。受託業者から予算不足の連絡を受けた総合事務センター庶務集中課は、職員宿舎の入居に際して契約書で定める年度ごとの維持修繕費の額を上回る修繕工事が実施されていたことを認知したため、遡及して変更契約を締結した。</p> |
| ・相手方 | 方：（株）R |
| ・契約日 | 日：R2.6.30 |
| ・委託期間 | 間：R2.6.30～R3.6.30 |
| ・宿舎の管理期間 | 間：R2.7.1～R3.6.30 |
| ・委託金額 | 額：795,614円（R2：559,374円、R3：236,240円） |
| ・変更負担行為起案日 | 日：R3.5.12 |
| ・変更負担行為決裁日 | 日：R3.5.14 |
| ・変更契約日 | 日：R3.5.14 |
| ・遡及日 | 日：R3.4.14 |
| ・変更委託金額 | 額：1,094,979円（R3：299,365円増額） |
| <p>・発生の原因：その他（受託業者の契約書等への認識不足等、当該業務の統括箇所、管理課所、受託業者の連絡調整及び連携不足、管理箇所の事務引継不足） ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> | |

22 支出負担行為の事務手続について（健康医療局医療政策課）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>令和3年度臨床研修指導医講習会開催事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：S協議会に指導医養成を促進するための講習会開催等を委託するものであるが、実務の大半を、共催のTセンターが担っていて、TセンターからS協議会（事務局：健康医療局医療政策課）へ、開催日や支出見込み額等の計画概要の送付が遅くなり、これを受け、県と協議会の間で委託契約を結ぶ手続に着手したため、支出負担行為の手続が遅延したものの。</p> |
| ・契約日 | R 3. 5. 21 |
| ・委託期間 | R 3. 4. 1～R 4. 3. 18 |
| ・支出負担行為起案日 | R 3. 5. 19 |
| ・支出負担行為決裁日 | R 3. 5. 21 |
| ・支出負担行為額 | 1,176,120円 |
| ・相手方 | S協議会 |
| ・遅延日数 | 1か月20日 |
| ・発生の原因 | 担当者の失念、判断誤り |
| ・指摘の考え方 | 支出負担行為が適期に行われていない |

23 支出負担行為の事務手続について（くらしの安心局くらしの安心推進課）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>令和3年度HACCP導入確認検査業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：事務処理の遅れにより、契約手続が遅延したものの。4月当初にかけ新型コロナ第4波の来襲を受け、飲食店が感染源となる感染事案が多数発生し、飲食店巡回、認証制度の見直し・普及、新たな補助金等への対応など飲食店の感染防止対策を徹底するため、当課食の担当を中心にコロナ業務第一優先の体制をとったことにより、遅延日数が広がった。 契約伺には業務期間が記載されていなかった。また、遡りについて伺われておらず、決裁後に意見欄で遡りについて伺っていた。</p> |
| ・契約方法 | 2号随契（「県があらかじめ定めた価格で契約するとき」に該当し、見積書は徴取していない。） |
| ・相手方 | （一社）U |
| ・契約金額 | 1,471,000円 |
| ・契約日 | R 3. 4. 1 |
| ・支出負担行為起案日 | R 3. 4. 19 |
| ・支出負担行為決裁日 | R 3. 4. 20 |
| ・遅延日数 | 19日 |
| ・発生の原因 | 担当者及び上司の進行管理不足 |
| ・指摘の考え方 | 支出負担行為が適期に行われていない |

24 支出負担行為の事務手続について（園芸試験場）

| 内 容 | |
|--|--|
| スイカ共台新系統の現地適応性評価試験業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：予算要求していなかったが、現地試験を行う必要が生じ、年度当初から生産者の協力により試験を実施した。当該試験の担当者が繁忙期のため事務を失念していたことに加え、総務担当との連携不足により総務担当に契約事務が遅延しているという認識がなかったことにより、事務手続が遅延した。 |
| ・契 約 方 法 | 随意契約 |
| ・相 手 方 | 個人（4名） |
| ・契 約 額 | 121,904円（30,476円×4名） |
| ・委 託 期 間 | R 3. 4. 1～R 3. 8. 20 |
| ・契 約 日 | R 3. 4. 1 |
| ・財 政 課 へ の 協 議 | R 3. 6. 16 |
| ・財 政 課 了 解 | R 3. 6. 18 |
| ・支出負担行為起案日 | R 3. 7. 30 |
| ・支出負担行為決裁日 | R 3. 7. 30 |
| ・遅 延 日 数 | 3か月29日 |
| ・発 生 の 原 因 | 担当者の失念、上司の進行管理不足 |
| ・指 摘 の 考 え 方 | 支出負担行為が適期に行われていない |

25 支出負担行為の事務手続について（園芸試験場）

| 内 容 | |
|--|-----------------------------------|
| ネギ葉トロケ症状の分離菌の同定に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：相手方から契約依頼文が届いた後に起案したため、手続が遅延した。 |
| ・相 手 方 | （大）V |
| ・契 約 金 額 | 154,000円 |
| ・依 頼 文 書 受 理 日 | R 3. 12. 28 |
| ・支出負担行為起案日 | R 3. 12. 28 |
| ・支出負担行為決裁日 | R 3. 12. 28 |
| ・契 約 日 | R 3. 12. 2 |
| ・遅 延 日 数 | 26日 |
| ・発 生 の 原 因 | 相手方の事務の遅延、担当者及び上司の進行管理不足 |
| ・指 摘 の 考 え 方 | 支出負担行為が適期に行われていない |

26 契約締結の事務手続について（県土総務課）

| 内 容 |
|--|
| <p>建設業情報管理システム電算処理業務委託契約について、遑って契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要 要：参考見積は事前に徴していたが、担当者が起案することを忘れていた。・契約方法：随意契約（1者）・契約の相手方：（一財）W・契約期間：R 3. 4. 1～R 4. 3. 31・契約金額：単価契約（システム基本料金55,000円ほか）・契約締結日：R 3. 4. 1・契約伺起案日：R 3. 4. 6・契約伺決裁日：R 3. 4. 7・遑り日数：6日 <p>・発生の原因：担当者の失念、判断誤り ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

27 支出負担行為の事務手続について（河川課）

| 内 容 |
|--|
| <p>私都川河川改修事業に伴う因美線東郡家・郡家間私都川橋りょう改築工事に関する2021年度実施協定について、遑って変更実施協定を締結していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要 要：X（株）から届いた資料に不備があり差替を依頼したことにより、起案が遅れた。・相手方：X（株）・変更金額：129,860,000円・総額概算：189,865,000円・起案日：R 4. 3. 17・決裁日：R 4. 3. 22・変更協定日：R 4. 3. 18・遑り日数：4日 <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

28 変更契約の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容

仮設ユニット・備品等リース契約外1件について、変更契約が遅延していた。

- ・概要：仕様の変更が生じ、見積書を徴取したにもかかわらず、変更契約の締結事務が遅延したものの。

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 契 約 名 | 仮設ユニットハウス・備品等リース |
| 契 約 の 相 手 方 | (株) Y |
| 変 更 契 約 日 | R 3. 9. 14 |
| 変更契約伺起案日 | R 3. 10. 1 |
| 変 更 後 金 額 | 198, 836円 |
| 変 更 後 工 期 | R 3. 9. 14～R 3. 11. 13 (変更なし) |
| 決 裁 日 | R 3. 10. 1 |
| 遡 り 日 数 | 17日 |

- ・概要：担当者が事務処理を失念し、変更契約の締結事務が遅延したもの。

| | |
|----------------|---|
| 契 約 名 | 県道杣小屋曳田線(曳田工区)改良工事「標識及び照明施設設計業務委託」(交付金改良) |
| 契 約 の 相 手 方 | (株) Z |
| 変 更 契 約 日 | R 3. 5. 31 |
| 変更契約伺起案日 | R 3. 6. 1 |
| 変 更 後 金 額 | 9, 824, 100円 |
| 変 更 後 工 期 | R 2. 10. 2～R 3. 6. 30 (変更なし) |
| 決 裁 日 | R 3. 6. 1 |
| 遡 り 日 数 | 1日 |

- ・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足
- ・指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない

29 契約締結の事務手続について（厚生病院）

| 内 容 |
|---|
| <p>病理組織検査等委託契約について、遑って契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要：相手方から厚生病院への契約手続が遅延し、契約締結が遅延した。・相手方：(大)AA・契約金額：単価契約・契約日：R3.4.1・契約期間：R3.4.1～R4.3.31・決裁日：R3.5.12（R3.5.11受理）・遅延日数：1か月11日 <p>・発生の原因：団体の書類提出の遅延等、上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

30 変更契約の事務手続について（教育環境課）

| 内 容 |
|--|
| <p>GIGAスクール構想を踏まえた教育系ネットワーク増強業務に係る契約について、変更契約締結の事務手続に係る支出負担行為が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要：要：県立学校等の教職員がインターネットや外部との電子メール送受信等を安全に行うための仮想環境は、R3年度末がシステムの更新時期であり、R3.11.1から新環境への移行作業を順次実施する計画であった。（システム更新は別業務〔教育系ネットワークセキュリティ強靱化業務〕であり、本業務〔ネットワーク増強業務〕は更新前システムの補完。なお、契約の相手方は本業務と同一である）。 <p>R3.11.1に新環境への移行作業に係る相手方との協議を実施した際、県側担当者が移行作業時のリスク発生を懸念し、本業務に係る契約期間の延長の必要性を相手方に相談した。相手方も必要性を認めたことから、同日、当該延長に係る見積書を徴し、変更契約に係る支出負担行為の事務手続を行ったもの。（なお、このことについて相手方から県側に事前の協議はなく、県側からの相談を受けて「リスク分散の観点からも早期に当方から県側に相談するべきであった」旨の発言があった。）</p> <ul style="list-style-type: none">・契約の相手方：(株)AB・変更前契約額：7,738,720円（第1回変更契約後）・変更後契約額：8,508,720円（770,000円の増額）・変更前契約期間：R3.4.1～R3.10.31・変更後契約期間：R3.4.1～R3.11.30・変更契約日：R3.10.29（業務期間終了日直前の開庁日）・支出負担行為起案日：R3.11.1・支出負担行為決裁日：R3.11.1・遅延日数：3日 <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> |

31 支出負担行為の事務手続について（博物館）

| 内 容 | |
|---|--|
| 共同企画展「不滅の刀～よみがえる伯耆国の赤羽刀～」に係る輸送・展示等業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：事業担当から総務担当への事務処理の引継ぎがなされていなかったことにより遅延したもの。 |
| ・契約方法 | 法：随意契約（2者） |
| ・相手方 | 方：AC（株） |
| ・契約額 | 額：444,950円 |
| ・委託期間 | 間：R 3.11.23～R 3.12.29 |
| ・契約日 | 日：契約金額50万円未満につき請書の徴取省略 |
| ・支出負担行為起案日 | 日：R 3.12.9 |
| ・支出負担行為決裁日 | 日：R 3.12.9 |
| ・遅延日数 | 数：16日 |
| ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 | |
| ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない | |

32 支出負担行為の事務手続について（倉吉東高等学校）

| 内 容 | |
|--|---|
| Google Workspace for Education管理者研修に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | |
| ・概 | 要：見積書の提出を受けていたにもかかわらず、担当者が研修実施日及び見積書があることを失念し、支出負担行為を行っていなかったもの。研修を受講した教諭から受講報告があり、手続を行っていないことに気が付き、研修終了後に支出負担行為を行った。 |
| ・契約の相手方 | 方：（株）AD |
| ・研修実施日 | 日：R 4.2.14 |
| ・見積提出日 | 日：R 3.12.21 |
| ・見積受付日 | 日：R 3.12.21 |
| ・契約金額 | 額：396,000円 |
| ・支出負担行為起案日 | 日：R 4.2.16 |
| ・支出負担行為決裁日 | 日：R 4.2.18 |
| ・遅延日数 | 数：8日（研修前就業日であるR 4.2.10を起算日とした。） |
| ・発生の原因：担当者の失念 | |
| ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない | |

33 支出負担行為の事務手続について（境高等学校）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>学校敷地内（グラウンド）の樹木剪定等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：請求書受領時に支出負担行為の事務手続を失念していることに気が付いた。毎年契約をしている業務であり、R 2年度と同様に支出負担行為兼支出仕訳書で事務処理を行えばよいと誤った判断をしたもの。</p> |
| ・発注何決裁日 | R 3. 11. 10 |
| ・見積書受領日 | R 3. 11. 18 |
| ・予定価格 | 247,500円 |
| ・相手方 | A E (株) |
| ・契約金額 | 242,000円 |
| ・業務期間 | R 3. 11. 18～R 4. 2. 28 |
| ・業務完了日 | R 4. 2. 24 |
| ・請求書受付日 | R 4. 3. 4 |
| ・支出負担行為 | |
| 起案日 | R 4. 3. 4 |
| ・決裁日 | R 4. 3. 4 |
| ・遅延日数 | 3か月14日 |
| ・発生の原因 | 担当者の判断誤り |
| ・指摘の考え方 | 支出負担行為が適期に行われていない |

34 支出負担行為の事務手続について（日野高等学校）

| 内 容 | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---------|---------|----|-------|------|---------|---------|---------|---------|
| <p>貸切バス代金（使用料及び賃借料）について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | | | | | | | | | | | |
| ・概 | <p>要：同日出発の4コースの貸切バス代について、見積書を徴取した。個々のコースの見積額により支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し、支出負担行為を行わず口頭発注した。支出命令審査時に統括審査課から意見があり、支出負担行為の日を見積合わせの日に遡って手続をしたもの。</p> | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース名</th> <th>倉吉・米子</th> <th>松江・米子</th> <th>日南</th> <th>日野・米子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見積金額</td> <td>82,500円</td> <td>80,300円</td> <td>63,800円</td> <td>71,500円</td> </tr> </tbody> </table> | コース名 | 倉吉・米子 | 松江・米子 | 日南 | 日野・米子 | 見積金額 | 82,500円 | 80,300円 | 63,800円 | 71,500円 |
| コース名 | 倉吉・米子 | 松江・米子 | 日南 | 日野・米子 | | | | | | | |
| 見積金額 | 82,500円 | 80,300円 | 63,800円 | 71,500円 | | | | | | | |
| ・相手方 | (株) A F | | | | | | | | | | |
| ・見積合わせの日 | R 3. 5. 24 | | | | | | | | | | |
| ・契約金額 | 298,100円（変更後 314,600円） | | | | | | | | | | |
| ・利用日 | R 3. 7. 6 | | | | | | | | | | |
| ・請求書受理日 | R 3. 8. 3 | | | | | | | | | | |
| ・支出負担行為書 | | | | | | | | | | | |
| 起案日 | R 3. 8. 3 | | | | | | | | | | |
| ・決裁日 | R 3. 8. 3 | | | | | | | | | | |
| ・遅延日数 | 2か月10日 | | | | | | | | | | |
| ・発生の原因 | 担当者や上司の関係規程等への認識不足等 | | | | | | | | | | |
| ・指摘の考え方 | 支出負担行為が適期に行われていない | | | | | | | | | | |

35 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

| 内 容 | | | | | |
|--|------------------|---------------|---------------|------------|--------|
| <p>新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制検討プロジェクト会議における助言者への報償費及び特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概 要：会議開催が急遽決定し、また担当者の業務が逼迫していたため支出負担行為の起案が遅延し、結果的に会議3回分をまとめて起案したもの。</p> | | | | | |
| 科目 | 金額(円) | 支出負担行為 起案日 | 支出負担行為 決裁日 | 開催日 | 遅延日数 |
| 報償費 特別旅費 | 135,000 3,850 | R3. 11. 9 | R3. 11. 10 | R3. 4. 28 | 6か月12日 |
| | | | | R3. 6. 4 | 5か月6日 |
| | | | | R3. 10. 28 | 13日 |
| <p>・発生の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> | | | | | |

36 支出負担行為の事務手続について（政策戦略監新時代・SDGs推進課）

| 内 容 | | | | | | |
|---|-------------|------------------|------------|---------------|---------------|-------|
| <p>第1回SDGs推進モデル創出補助金審査会外4件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | | | | | | |
| 会議名等 (支給対象者) | 科目 | 金額 (円) | 開催日 | 支出負担行為 起案日 | 支出負担行為 決裁日 | 遅延日数 |
| 第1回SDGs推進 モデル創出補助金審 査会(3名) | 報酬 | 27,600 | R3. 4. 27 | R3. 5. 6 | R3. 5. 6 | 10日 |
| 第1回とっとりSD Gsポータルサイト 開設等業務委託公募 型プロポーザル審査 会(2名) | 報酬 | 18,400 | R3. 5. 18 | R3. 6. 2 | R3. 6. 2 | 16日 |
| 第2回とっとりSD Gsポータルサイト 開設等業務委託公募 型プロポーザル審査 会(2名) | 報酬 費用弁償 | 18,400 200 | R3. 5. 21 | R3. 6. 7 | R3. 6. 7 | 18日 |
| とっとりSDGs若 者ネットワーク令和 3年度キックオフ ミーティング (17名) | 報償費 特別旅費 | 156,400 1,085 | R3. 5. 29 | R3. 7. 2 | R3. 7. 2 | 1か月5日 |
| とっとり若者ミー ティングからの提案 発表 (7名) | 特別旅費 | 13,375 | R3. 11. 24 | R3. 11. 29 | R3. 11. 29 | 6日 |
| <p>・発生の原因：上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p> | | | | | | |

37 支出負担行為の事務手続について（ふるさと人口政策課）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>地域課題を解決する“鳥取型福業モデル”実施委託業務プロポーザル審査会委員報酬について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | 要：委員へ住所記載の書類を4月14日に依頼し、開催日当日に受領する予定であったが、実際の書類の受領が5月20日となった。 |
| ・支給対象者 | ：2名 |
| ・科目及び金額 | ：報酬 18,400円 |
| ・審査会開催日 | ：R 3. 5. 7 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R 3. 5. 20 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R 3. 5. 21 |
| ・遅延日数 | ：14日 |
| ・発生の原因 | ：上司の進行管理不足 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

38 支出負担行為の事務手続について（行財政改革局人事企画課）

| 内 容 | | | | | |
|---|--|---------------|------------|--------|-----------|
| <p>障がい者就労実習支援に係る特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（過年度支出）</p> | | | | | |
| ・概 | 要：当初R3. 2. 1～12を予定し、復職する職員の就労支援をNPO法人AGに推薦を依頼し推薦された者と契約（口頭）を実施した。（当初の旅費はR 2年度予算によりR 3. 5. 18に支払済）その後、継続支援として復職後の状況確認就労支援を依頼し実施したところ、R 3. 11に 旅費が未払であることがわかった。 | | | | |
| 支給対象者 | 金額 | 旅行期間 | 支出負担行為決裁日 | 遅延日数 | 支払日 |
| AH支援員 | 27,920円 | R 3. 3. 15～16 | R 3. 12. 1 | 9か月16日 | R 4. 1. 4 |
| AI支援員 | 27,040円 | R 3. 3. 15～16 | R 3. 12. 1 | 9か月16日 | R 4. 1. 4 |
| 合計 | 54,960円 | | | | |
| ・発生の原因 | ：担当者の失念、判断誤り | | | | |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない | | | | |

39 支出負担行為の事務手続について（埋蔵文化財センター）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>鳥取西道路出土製品の樹種同定の分析依頼に係る報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | 要：業務を依頼した時期に委託料又は報償費の支出負担行為が行われていなかった。 |
| ・業務依頼の決裁日 | ：R 3. 10. 21 |
| ・試料採取日時 | ：R 3. 11. 8、15 13:30～17:00 R 3. 11. 9、16 9:00～17:00 |
| ・分析結果期限 | ：R 4. 3. 18 |
| ・支出負担行為起案日 | ：R 4. 2. 22 |
| ・支出負担行為決裁日 | ：R 4. 2. 28 |
| ・遅延日数 | ：3か月20日（最初の試料採取日から起算） |
| ・支出負担行為額 | ：44,500円（うち所得税：4,543円） |
| ・支出科目 | ：報償費（報告書執筆料） |
| ・発生の原因 | ：担当者及び上司の規則等への認識不足 |
| ・指摘の考え方 | ：支出負担行為が適期に行われていない |

40 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局林政企画課）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>鳥取県森林審議会委員の報酬及び費用弁償について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：令和3年12月14日（火）の会議出席者の中で、当日口座振替依頼書の未提出の方があり、当該依頼書が出揃ったのが12月24日（金）となった。年末年始の休暇時期にかかり、改めて出席者からの関係書類を整理して起案していた。この際、支出負担行為の作成時期については、改正後の会計規則運用方針に基づき、「支出負担行為として整理する時期を請求のあったとき」と整理していたことから支出負担行為兼支出仕訳書を作成すべきところを、改正前の会計指導による「会議開催の前後いずれで事務を処理しても差し支えない取扱い」で支出負担行為書を作成していた。</p> |
| ・開 催 日 | ： R 3. 12. 14 |
| ・支出負担行為起案日 | ： R 4. 1. 5 |
| ・支出負担行為決裁日 | ： R 4. 1. 5 |
| ・支出負担行為額 | ： 報酬 132,600円、費用弁償 14,750円 |
| ・遅 延 日 数 | ： 22日 |
| ・発 生 の 原 因 | ： 担当者及び上司の規則等への認識不足 |
| ・指 摘 の 考 え 方 | ： 支出負担行為が適期に行われていない |

41 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局県産材・林産振興課）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>第 55 回近畿中国四国地区治山林道研究発表会審査委員長の報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：新型コロナウイルス感染対策として、WEB上に一定期間発表動画を掲載し審査を行う方式としたため、用務従事日数及び金額の確定等に時間を要した。</p> |
| ・業 務 日 | ： R 3. 10. 12、 R 3. 10. 29 |
| ・起 案 日 | ： R 3. 11. 19 |
| ・決 裁 日 | ： R 3. 11. 22 |
| ・支出負担行為額 | ： 報償費 18,400円（うち所得税：3,060円） |
| ・遅 延 日 数 | ： 1か月7日 （最初の業務日から起算） |
| ・発 生 の 原 因 | ： 担当者及び上司の規則等への認識不足 |
| ・指 摘 の 考 え 方 | ： 支出負担行為が適期に行われていない |

42 資金前渡した経費の精算について（鳥取県土整備事務所）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>資金前渡したPCR検査料金に係る経費について、精算の事務手続が遅延していた。</p> | |
| ・概 | <p>要：職員のPCR検査料検査料金の資金前渡に対する精算が遅延したもの。</p> |
| ・資金前渡金額 | ： 19,800円 |
| ・精 算 額 | ： 0円 |
| ・返 納 額 | ： 19,800円 |
| ・精算すべき日 | ： R 3. 5. 19（通常の精算7日で起算） |
| ・精算の起案日 | ： R 3. 9. 13 |
| ・精算の決裁日 | ： R 3. 9. 13 |
| ・遅 延 日 数 | ： 3か月26日 |
| ・払 込 日 | ： R 3. 9. 24 |
| ・発 生 の 原 因 | ： 担当者及び上司の確認不足 |
| ・指 摘 の 考 え 方 | ： 資金前渡の精算が適期に行われていない （返納額の合計額1万円以上で3か月以上） |

43 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

| 内 容 | |
|---|---|
| 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、委託料が支払われていなかった。 | |
| ・概 | 要：業務完了報告書を受理し、検査結果通知書を発出していたが、受託者からの請求書が届いていないことを担当者が失念しており、 委託料を支払っていなかった 。定期監査時に支出に係る起案が見つからなかったため担当課に確認したところ未払いが発覚したもの。 |
| ・契約の相手方 | ：(独) A J |
| ・完了報告書提出日 | ：R 3. 5. 17 |
| ・完了報告書受理日 | ：R 3. 5. 17 |
| ・検査結果通知日 | ：R 3. 5. 21 |
| ・委託料（4月実施分） | ：175,648円（R 4. 10. 12支払） |
| ・支払期限 | ：請求書受理日から20日以内 |
| ・発生の原因 | ：担当者の失念、上司の進行管理不足 |
| ・指摘の考え方 | ：支出事務が著しく不適正 |

Ⅲ 契約事務

44 予定価格調書の作成について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

| 内 容 |
|--|
| <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書受領日：R3. 3. 22 ・予定価格調書作成日：R3. 3. 25 ・予 定 価 格：14,850,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：上司の進行管理及び内容確認不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） |

45 予定価格調書の作成について（観光交流局国際観光誘客課）

| 内 容 | | | | | | | |
|---|-------|----------|------------|------------|-------------------|------------|------------|
| <p>日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務に係る委託契約外1件について予定価格調書を作成していなかった。</p> | | | | | | | |
| 契約名 | 相手方 | 契約形態 | 見積依頼日 | 見積書受理日 | 予定価格 | 契約締結日 | 契約額 |
| 日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務 | (株)AK | 随意契約(1者) | R3. 9. 28 | R3. 10. 13 | 1,500,000円 | R3. 10. 18 | 1,483,577円 |
| カフェ「Coffee bean」での鳥取県PR業務 | AL(株) | 随意契約(1者) | R3. 10. 20 | R3. 10. 22 | 2,250,000円 | R3. 10. 25 | 2,250,000円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） | | | | | | | |

46 予定価格調書の作成について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

| 内 容 |
|--|
| <p>青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概 要：R2年度の事務手続と同様の手続をしてしまったもの。R2年度の実地監査でも同様の処置事項の報告があったが、既にR3年度の事務手続を行った後であったため、正しい手続を行うことができなかった。 ・契約形態：随意契約 ・予定価格：4,000,000円 ・契約額：4,000,000円 ・契約日：R3. 4. 1 ・相手方：AM協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） |

47 予定価格の決定について（ふるさと人口政策課）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>テレワーク鳥取暮らしに係るテレビ媒体等による情報発信業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> | |
| ・概 | 要：予定価格の決定は積算した額とすべきところ、発注側に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。 |
| ・相手方 | 方：AN（株） |
| ・予定価格の積算内訳の額 | ：499,400円 |
| ・予定価格の積算額 | ：500,000円 |
| ・超過額 | ：600円 |
| ・予定価格 | ：500,000円 |
| ・契約金額 | ：500,000円 |
| ・契約方法 | ：随意契約（1者） |
| <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p> | |

48 予定価格の決定について（畜産試験場）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>鳥取県有種雄牛精液事務委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> | |
| ・概 | 要：予定価格の決定は積算した額とすべきところ、発注側に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。 |
| ・積算額 | ：3,205,996円 |
| ・発注側に記載した額 | ：3,206,000円 |
| ・超過額 | ：4円 |
| ・予定価格 | ：3,206,000円 |
| ・契約金額 | ：3,206,000円 |
| ・契約方法 | ：随意契約（1者） |
| ・相手方 | 方：AO協会 |
| <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p> | |

49 随意契約の手続について（税務課）

| 内 容 | |
|---|---|
| <p>自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、見積合わせの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。</p> | |
| ・概 | 要：相手方を1者とする随意契約を行うこととし、相手方に通知した見積依頼文では、見積合わせの日時及び場所を通知していた。 その後、見積合わせの日時前であるにも関わらず、相手方から提出された見積書に受付印を押印していた。 |
| ・契約形態 | ：随意契約（1者） |
| ・見積合せの日時 | ：R 3. 3. 23（火）午後3時から |
| ・場所 | ：鳥取県庁本庁舎5階 税務課内 |
| ・見積書受理日 | ：R 3. 3. 22 |
| <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：入札に係る事務が著しく不適正</p> | |

50 予定価格の決定について（園芸試験場）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>鳥取県園芸試験場防蛾灯設置に伴う電源延長業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となったため、予定価格を増額変更していた。</p> | |
| ・概 | 要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。 |
| ・当初予定価格 | ：1,107,920円 |
| ・変更後予定価格 | ：1,210,000円 |
| ・契約額 | ：1,210,000円 |
| ・当初予定価格と 当初契約額の差額 | ：102,080円 |
| ・発生の原因 | ：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 |
| ・指摘の考え方 | ：契約事務が著しく不適正 |

51 変更契約の締結時期について（米子東高等学校）

| 内 容 | |
|--|---|
| <p>産業廃棄物の収集運搬及び処分委託業務に関する契約について、契約期間終了後に変更契約を締結していた。</p> | |
| ・概 | 要：業務内容に処分業務が含まれているにもかかわらず、収集運搬業務のみを考慮し契約期間を定めていた。（契約期間を定める際に、相手方に確認をしていなかった。）支払手続時に、契約期間終了後に最終処分がされていることが判明したため、契約期間を延長する変更契約を当初契約期間の最終日に遡って締結する手続を行った。 |
| ・契約方法 | ：随意契約 |
| ・契約の相手方 | ：（有）AP |
| ・契約金額 | ：60,000円（変更なし） |
| ・契約日 | ：R 3.11.19 |
| ・当初契約期間 | ：R 3.11.19～R 3.11.30 |
| ・収集運搬終了日 | ：R 3.11.29 |
| ・最終処分終了日 | ：R 3.12.10 |
| ・変更契約日 | ：R 3.11.30 |
| ・変更契約期間 | ：R 3.11.19～R 3.12.28 |
| ・変更契約伺起案日 | ：R 4.1.11 |
| ・変更契約伺決裁日 | ：R 4.1.12 |
| ・遅延日数 | ：1か月13日 |
| ・発生の原因 | ：担当者の判断誤り、担当者及び上司の確認不足 |
| ・指摘の考え方 | ：契約変更の時期が著しく不適正 |

IV 財産

52 物品購入の事務手続について（市町村課）

| 内 容 | | | | | |
|--|------------|------------|------------|------------|--------|
| <p>第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査に係る視覚障害者用「選挙のお知らせ」外 2 件の購入（印刷）について、物品請求書の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。</p> | | | | | |
| <p>・概要：担当者が必要な事務処理の流れを理解、確認しておらず、所属での進捗管理も十分でなかったため、納品後に事務手続を行ったもの。 なお、下表①については、予定価格が 100 万円を超えていたが、予定価格調書を作成していなかった。また、①②について、請書を事前に徴していなかった。</p> | | | | | |
| 印刷物名 | 物品請求書決裁日 | 見積書受理日 | 納品日 | 契約額 | 相手方 |
| ①視覚障害者用「選挙のお知らせ」 | R3. 12. 13 | R3. 10. 22 | R3. 10. 28 | 1,800,062円 | (社福)AQ |
| ②政党名等掲示(比例) | R3. 12. 9 | R3. 10. 18 | R3. 10. 25 | 988,570円 | (株)AR |
| ③点字候補者氏名票等 | R3. 12. 15 | R3. 10. 20 | R3. 10. 22 | 407,330円 | (社福)AS |
| <p>・発生の原因：担当者の関係規程等への認識不足等及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：物品の取得事務が著しく不適正</p> | | | | | |

53 物品の管理について（緑豊かな自然課）

| 内 容 | | | | | | | | | |
|---|-----------------|----|-----------|------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| <p>不用決定を行う前に処分しているものがあった。</p> <p>年度末で業務が集中し、不用決定の事務処理を失念していたもの。</p> | | | | | | | | | |
| 施設 | 品名 | 数量 | 取得価格(円) | 取得日 | 耐用年数 | 指定管理者の報告 | 受入日 | 処分年月日 | 不用決定日 |
| 布勢総合運動公園 | 無線用基地設備 | 1 | 165,830 | H 8. 4. 25 | 10 | R4. 2. 16 | R4. 2. 16 | R4. 3. 16 | R4. 3. 31 |
| | ビデオカメラ | 1 | 829,150 | H 9. 3. 18 | 5 | | | | |
| | ショットクロック操作盤 | 3 | 787,500 | H15. 3. 31 | 3 | | | | |
| | 10ピースソフトシェイプセット | 1 | 180,862 | H15. 3. 31 | 3 | | | | |
| | ドーナツロッカー | 1 | 241,500 | H15. 3. 31 | 1 | | | | |
| | ファミリーメディカルチェア | 1 | 400,000 | H20. 3. 24 | 8 | | | | |
| | スミスマシン | 1 | 567,000 | H21. 3. 17 | 3 | | | | |
| 東郷羽合臨海公園(引地地区を除く。) | トータルヒップ | 1 | 766,500 | H14. 3. 31 | 1 | R4. 3. 7 | R4. 3. 7 | | |
| 合計 | | 10 | 3,938,342 | | | | | | |
| <p>・発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</p> | | | | | | | | | |

54 物品の管理について（緑豊かな自然課）

| 内 容 | |
|--|--|
| <p>物品（バスケットゴール）の損傷事故について、物品損傷報告書を受理していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概 要：指定管理者へ貸与しているバスケットゴールが、R3.3.2に1基、R3.6.4に2基、いずれも突風による転倒で損傷した。2回とも口頭で報告を受けたが、物品損傷報告書の提出を求めるのを失念していた。 ・発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正 | |

55 物品の管理について（緑豊かな自然課）

| 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|-------------|-------------|-----------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------|---|---------|----------|---|----|----|---------|----------|---|---|---------|---|----|----|----|---|---------|--|--|--|--|--|--|
| <p>物品の亡失事故について、知事への亡失報告を行っていないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概 要：指定管理者へ貸与している物品4点について、物品確認の際所在が確認できなかったが、亡失の報告を行わず、処分済として年度末に不用決定を行った。指定管理者から借受物品返還書は受理しておらず、返還日、処分の日いずれも不明である。 ・物品確認日：R4.3.4 ・施設名：布勢総合運動公園 ・指定管理者：（公財）AT | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>取得価格 (円)</th> <th>取得 年月日</th> <th>耐用 年数</th> <th>指定管理者 返還日</th> <th>処分年 月日</th> <th>不用決定年 月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障者用卓球台</td> <td>3</td> <td>401,700</td> <td>H8.12.19</td> <td>3</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td rowspan="2">R4.3.31</td> </tr> <tr> <td>体力診断システム</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>H23.4.1</td> <td>3</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> <td>401,701</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> | 品名 | 数量 | 取得価格 (円) | 取得 年月日 | 耐用 年数 | 指定管理者 返還日 | 処分年 月日 | 不用決定年 月日 | 身障者用卓球台 | 3 | 401,700 | H8.12.19 | 3 | 不明 | 不明 | R4.3.31 | 体力診断システム | 1 | 1 | H23.4.1 | 3 | 不明 | 不明 | 合計 | 4 | 401,701 | | | | | | |
| 品名 | 数量 | 取得価格 (円) | 取得 年月日 | 耐用 年数 | 指定管理者 返還日 | 処分年 月日 | 不用決定年 月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身障者用卓球台 | 3 | 401,700 | H8.12.19 | 3 | 不明 | 不明 | R4.3.31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体力診断システム | 1 | 1 | H23.4.1 | 3 | 不明 | 不明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4 | 401,701 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

56 固定資産の実地照合について（くらしの安心局水環境保全課）

| 内 容 | |
|---|--|
| <p>保有する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概 要：令和2年度決算に係る定期監査で処置したが、令和3年度も照合を行っていなかった。 なお、年度末に「天神川流域下水道事業の固定資産に係る実地照合実施要領」を定め、天神浄化センターの指定管理者である（公財）AUに実地照合に協力してもらうこととしている。 ・実施要領施行日：R4.3.15 ・発生の原因：上司の確認不足 ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正 | |

【令和3年度決算に係る行政監査結果・監査意見】

次の事項について検討の上、改善を図りたい。

- 1 国費担当課（法定受託事務として国の会計事務を行う課）はもとより、関連する事務を処理する地方機関を含めて職員に国費事務について、理解促進を図ること。
- 2 国費事務処理に関するマニュアルについて、必要な改正を行うとともに、関係職員への理解の促進を図ることと併せて、会計指導課が国費の決算見込額を照会する際には、別系統の業務である国の官庁会計システムでの支出負担行為額と県の財務会計システムでの収入済額の整合性を確認させた上で報告させること。
また、国費事務の各段階において課長や課長補佐が具体的に関わることを担保する方策を取り入れて実効性を確保すること。（例：会計指導課への確認報告等は課長又は課長補佐が自らのパソコンで回答する。）
- 3 1、2を前提として、組織的な進捗管理、履行確認についてその徹底を図るよう業務適正化において重要なリスクへの位置付けや業務点検チェックリストの見直しなど、具体的な対応を行うこと。
また、国費事務に限らず、会計処理全般について確実な確認行為が行われるよう意識醸成を図るとともに、具体的な方策とその確実な励行を確認する実効性のある取組と活動を進めること。
- 4 会計指導課及び国費担当課において、国費収入事務を処理できる職員をあらかじめOJTなどの手法により複数養成しておくこと。
- 5 会計指導課と各国費担当課との連携を密に行うこと。また、職員間の事務引継ぎについては、上司が内容を確認するなど、漏れのないように徹底すること。
- 6 事務改善を組織的に進めること。

【令和3年度決算に係る定期監査結果・監査意見】

1 あんしんトリピーメール・あんしんトリピーなびの利用促進について

(危機管理局危機対策・情報課)

「あんしんトリピーメール」は、平成22年4月1日に主として自然災害に関する情報を携帯メールも含めたメールユーザーに提供するプッシュ型の情報ツールとして運用開始し、その後ライフライン情報、生活関連情報などを順次対象情報に加えてきており、市町村も自ら情報提供が可能なシステムである。

また、平成30年12月25日に運用を開始した鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」は、あんしんトリピーメールの情報を含めて、スマートフォン、タブレットの利用者に発信しているシステムである。

しかし、今年度発生した携帯電話の通信障害の際には、一部の携帯メールでは適時に情報が届けられない状況が発生したため、県が期待する「適切な行動を支援する有効な手段」となり得なかった。

については、県民に災害情報の入手方法を複数確認しておくことを周知していくとともに、県が運用しているあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびについても、可能な限り両方を登録してもらい、県の発信するプッシュ型の情報をより確実に得られるよう、登録者数の目標を定めたり、積極的な広報を行うなど、利用促進を図られたい。

2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術職員の確保について

(総務部行財政改革局人事企画課)

生活環境部環境立県推進課、くらしの安心局くらしの安心推進課

農林水産部農林水産政策課、畜産振興局畜産課

県土整備部県土総務課、技術企画課)

いずれの職員も大学生への説明会開催などの所管部局の様々な努力や初任給調整制度の拡充にもかかわらず、近年、新規採用募集人員が充足されていない状況が継続している。

背景には給与の官民・地域格差や生活基盤についての民間指向・都市指向などの要因に加え、獣医師では小型動物(ペット)指向、土木技師では地図に残る仕事

に直接携わることができる民間指向が強く、行政業務への理解不足とそのため
に生じる働きがいへの理解不足もあると考えられる。

については、いずれも行政における役割や業務内容、生活環境などについて大学
入学後の早い時期から理解を得るために、学校訪問や職場見学など、これまでの
取り組みを継続充実されたい。

また、獣医師の採用については、初任給調整に関する評価を聞くなど、経済的
な側面での効果的な対応を引き続き調査することや就学に関する支援として、給
付型奨学金の設定・充実など大学での学びの不安解消を含め、有効な人材確保策
を検討されたい。

さらに、土木技師の採用については、全国的に自治体の多くで定員割れが生じ
ている状況であり、志望者確保のための競争が自治体の公的セクションで生じて
いる現状がある。このような現状の抜本的な解決を図るため、土木部門の専門人
材の養成を一層進めるよう、国に要望されたい。

3 空き家対策について

(地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課)

空き家問題は既に全国的に大きな課題であるが、来年にピークアウトを迎える
とされる一般世帯数が今後減少していくことにより、空き家問題の深刻化がより
進展していくことが予想される。

また、空き家率の上昇が自治体の財政にも悪影響を及ぼし、過去に生じた自治
体の財政破綻について高い空き家率との関連性の指摘もある。

空き家対策は通常、既存住宅の活用、処分及び新たな空き家発生防止の方向で
行うことになると考えられ、県としてもこれらに対応した取組が行われているも
のの、大きな進展はできていないものと見受けられる。

については、不動産業界や福祉分野とのさらに踏み込んだ連携や、空き家除却を
支援する取組の継続、新たな空き家発生抑制に向け県民に考えてもらうための仕
掛けづくりなど、改めて危機感を各関連機関と共有し、広く意見を求め、空き家
問題を好転させるための有効な手段を定期的に検討し、実行されたい。

4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利活用について

(地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課、埋蔵文化財センター)

大型公共事業の施工に伴って出土した埋蔵文化財については、トリアージが進行しているが、まだ未調査の出土品が多い。

しかしながら、平成28年度に実施した定期監査で「出土品の収蔵保管スペースについて」監査意見を提出したが、現状の保管施設は老朽化に伴って本来の目的に沿った使用はされなくなった体育館など保存環境として不十分な場所が多く、全体的に手狭であり、雨漏りなどの不具合も散見される。

近年の出土物には木製品も多く、暫定的とはいえ保管だけでなく、重要な出土品の今後の保存処理にも保管中の損傷・棄損の恐れがあるなど、課題があると言わざるを得ない。

ついでには、保存処理のサイクルが速い処理法の確立などにより、保存処理を加速させるとともに、暫定的に保管している施設の最低限の機能保全及びより状態のよい施設への出土品の移設等を引き続き検討されたい。

また、最終的に保存することになった出土品について、実物展示に加え、用途やその成果などを視覚的に紹介するバーチャル画像を制作・公開することにより、より多くの人への文化財の意義の啓発に努められたい。

5 テレワーク導入の推進について

(商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター)

新型コロナウイルス感染症対策を契機に周知の進んだテレワークであるが、まん延防止の観点だけではなく、多様な働き方による人材確保、BCP対策の一環、付随してデジタル化が促進されることによる業務効率化等の多くのメリットが明らかになってきている。

一方で業態・業種によっては、顔を合わせないこと等によるデメリットも指摘されてきている中で、常時一律に運用するのではなく、柔軟な活用方法を模索することで多くの企業が上記メリットを享受できる可能性があるものと考えられる。このような中で、本県においてはテレワークの必要性や有用性が十分認識されていないことから、企業のテレワーク実施状況は12.5%と低い状況にある。(令和3年6月、鳥取県中小企業団体中央会調査による。)

テレワークの目的は、職場以外の場所から業務をできるようにすることだけではなく、生産工程などの見直し、働き方の質やあり方、さらには生活の質まで変えていく可能性を有しており、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、作業方法の見直しなどによる企業経営の効率化にも資するものと期待されるところである。

については、これまでに県が携わってきた企業の好事例やノウハウなどを可能な限り多くの企業に広く伝えるなど、テレワークの可能性について、周知を進められたい。

併せて、これまで活用されてきた補助制度についても、テレワーク導入の動機付けとなることが期待されるため、活用事例の広報などにより、一層の周知を図られたい。

6 河川・道路ボランティアについて

(県土整備部技術企画課)

県が管理している道路、河川、海岸等の環境美化や維持管理に積極的に参画していただく河川・道路ボランティアについては、徐々に登録団体数及び交付金額も増加してきている。その一方、今後は、人口減少や高齢化等から、活動水準の低下等も懸念される場所である。ボランティアについては、活動単位の多くが地縁団体となっており、事前登録も必要なため、地域のコミュニティとのかかわりの少ない個人が新たに参画するにはハードルが高い面も見られる。

については、都市部や農村部などで地域性が異なることも踏まえ、地域の実情や今後の懸念材料など実態の確認と検討を行いながら、複数の地縁団体やNPO法人との連携を図るなど、今後も持続可能な取組・活動となるよう検討されたい。

また、イベント的な活動として、県外者なども含む個人単位での参加を一層拡大するなど、新たに参加しやすい仕組の拡充も検討されたい。併せて個人単位での参加者には、団体への登録も促すとともに、若年層への積極的な参加を呼びかけることも検討されたい。

令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書の概要

令和4年10月17日に審査に付された令和3年度業務適正化評価報告書について、審査しました。その概要は次のとおりです。

記

監査委員 きりばやしまさひこ 桐林正彦、やまねともひろ 山根朋洋、ならいめぐみ 奈良井恵、ふくたしゆんじ 福田俊史

1 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、また推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取りのほか、制度所管課が行う実地検査への立合い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

なお、今回の審査においては新型コロナウイルス感染症対策のため、業務適正化実施機関における調査は行わなかった。

2 審査の結果

(1) 評価手続

概ね適当であると認められる。

ただし、業務点検チェックリスト等について、令和2年度業務適正化評価報告書審査意見の反映が令和3年度末だったこともあり、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので、令和4年度における運用状況を確認されたい。

(2) 評価結果

① 令和3年度決算に係る定期監査では、支出負担行為の事務手続の遅延や契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理が行われていなかったものが散見された。

については、各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。

② 年度変わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見される場所である。

については、これらの事案について重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。

③ 業務適正化制度がスタートして令和3年度で試行期間を含め、3年目となるが、上記のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分ではないかと思われる。

については、改めて業務適正化の制度の周知とPDCAの実践が行われるように努められたい。

なお、令和3年度決算では多額の国庫支出金の収入未済が発生している。

背景には確実な事務作業の進捗管理や必要となる組織間の連携が十分に行えていなかったなどの要因があるものと考えられるが、本事案については、令和3年度の業務適正化評価基準日後に認識されたこともあるため、別途令和3年度定期監査と合わせて報告する。

| 内容 | 件数 | 発生要因 | 整備上の不備 | 運用上の不備 |
|-----------------------------------|----|-------------------------------|--------|--------|
| 個人情報管理に不適切であったもの | 1 | 発送時の確認不足 | | 1 |
| 契約の締結過程に不備があったもの | 27 | 会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足 | | 27 |
| 契約の履行管理に不備があったもの | 17 | 会計事務処理要領等の認識不足 | 8 | 9 |
| 調定の事務手続が遅延していた。 | 9 | 失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足 | 3 | 6 |
| 支出負担行為の事務手続が遅延していた。 | 33 | 失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足 | 3 | 30 |
| 公有財産の取得又は処分 の事務手続が適正でないものがあった。 | 5 | 失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足 | 5 | |